

## 外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準細則

(趣旨)

第1条 この細則は、外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程（以下、「認定基準規程」という。）第4条の規定に基づき、実務研修等の実施に関し必要な事項を定める。

(研修項目等)

第2条 認定基準規程第4条に定める研修項目の内容は次のとおりとする。

ア) 外国語研修（英語・中国語・韓国語）

1. 日本と英語圏・中国語圏・韓国との文化の違い（性格、習慣、常識、タクシーの環境等）
2. 外国人旅行者との接し方
3. 外国語（英語・中国語・韓国語）の基礎知識（発音、数字・時間・料金等、挨拶、基本会話等）
4. ロールプレイングによる日常会話の発声練習（挨拶、客扱い、観光地等）
5. その他

イ) 観光研修

1. 大阪における外国人旅行者の概要
2. 外国人旅行者が求めている観光目的の概要
3. 大阪の観光地等の全体像
4. コミュニケーション力について
5. その他

ウ) 接客研修

1. タクシー運転者としての基本的な心構え
2. 接客基本動作の徹底及びロールプレイングによる実践
3. バリアフリーに対する心構え及び実務体験
4. 苦情等の事例に基づく問題点や改善策の検討
5. その他

第3条 認定基準規程第4条に基づくそれぞれの研修項目ごとの具体的な審査事項及び合格基準は次の図表のとおりとする。

	審 査 基 準 等
英 語	公益財団法人日本英語検定協会審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な英語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が英語でできることとする。合否の判定は1名の審査官が英検2級程度の審査領域に満たしているかを判定する。

中国語	<p>一般社団法人日本青少年育成協会（HSK）審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な中国語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が中国語でできることとする。合否の判定は1名の審査官がHSK3級程度の審査領域に満たしているかを判定する。</p>
韓国語	<p>公益財団法人韓国教育財団審査員経験者が審査を行う。審査は受験者1人ずつ行い、受験者が乗務員の立場で審査官が旅客の立場で面接形式のスピーキングテストを約7分行う。審査領域は①タクシー乗務に関して必要な韓国語を理解し、また使用することができる。②社会性の話題について会話ができる。③大阪の主要な観光地の案内が韓国語でできることとする。合否の判定は1名の審査官が韓国教育財団3級程度の審査領域に満たしているかを判定する。</p>

第4条 再受験について、試験は年2回とするので不合格者で再受験を希望する者は次回の応募者時に申し込め、受験料についても2,000円を支払うこととする。

第5条 登録認定機関設置要綱第6条及び第7条に基づく認定証及び運転者証並びに認定運転者台帳の様式は別紙のとおりとする。

第6条 認定基準規程第5条に基づくフォローアップ研修の項目は第2条に定める内容と同一のものとする。

(附則)

1. この要綱は平成27年3月18日から施行する。
2. 平成28年3月10日一部改正

号

認 定 証

氏 名

生年月日

上記の者は、外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく研修を経て試験に合格（英語 basic・中国語 basic・韓国語 basic）し、認定基準に達していることを下記有効期限を附して証する。

記

(有効期限)

令和 年 月 日までとする。

令和 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関

代表者

第5条ロゴ

150×600mm

後部ドア両面用

英語



中国語



韓国語



第5条ロゴ

80×270mm

リア用

英語



中国語



韓国語



## 第 5 条運転者証

55×85mm

英語



中国語



韓国語



サンバイザー

150×350mm

英語



中国語



韓国語





外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく受講申込書（英語 basic・  
中国語 basic・韓国語 basic）

令和 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

フリガナ  
受講者氏名 印

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

事業者名

代表者名 印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の応募資格を有していることに相違ありません。また、雇用されている会社から推薦を受けています。

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく受講申込書（英語 basic・  
中国語 basic・韓国語 basic）

令和 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

フリガナ  
受講者氏名 印

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

支部名

役員名 印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の応募資  
格を有していることに相違ありません。また、支部から推薦を受けています。

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく受験申請書（英語 basic・  
中国語 basic・韓国語 basic）

令和 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

フリガナ  
申請者氏名 印

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

住 所

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の講習を  
受講しています。

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく更新申請書（英語 basic・  
中国語 basic・韓国語 basic）及びフォローアップ研修受講申込書

令和 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

フリガナ  
申請者氏名 印

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

住 所

事業者名

代表者名 印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の更新基準を満たしていますので更新申請をします。また、外国人対応運転者登録認定機関が行うフォローアップ研修を受講します。

外国人対応運転者登録認定機関の規程に基づく更新申請書（英語 basic・  
中国語 basic・韓国語 basic）及びフォローアップ研修受講申込書

令和 年 月 日

外国人対応運転者登録認定機関 殿

フリガナ  
申請者氏名 印

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

住 所

支 部 名

代表者名 印

外国語能力及び観光知識を有したタクシー運転者の認定基準等規程の更新基準を満たしていますので更新申請をします。また、外国人対応運転者登録認定機関が行うフォローアップ研修を受講します。